

社会福祉法人 世田谷ボランティア協会
ボランティアセンター及びボランティアビューローの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷ボランティア協会が運営するボランティアセンター及びボランティアビューロー（以下「ボランティアセンター・ビューロー」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 ボランティアセンター・ビューローの名称及び位置は、別表1のとおりとする。

(休館日)

第3条 ボランティアセンター・ビューローの休館日は、別表2のとおりとする。

(利用時間)

第4条 ボランティアセンター・ビューローの利用時間は、別表3のとおりとする。

(会議室利用対象者の範囲)

第5条 ボランティアセンター・ビューローの会議室を利用できる者は、原則として、主に世田谷区内でボランティア活動を行う団体、もしくは、世田谷区内に法人登記した事務所を置いてボランティア活動を行う団体とする。（以下、「利用団体」という。）

2 利用団体は、3名以上で構成するものとする。

(利用できる会議室等)

第6条 利用団体の利用できる会議室等は、別表4のとおりとする。

(会議室等利用の申し込み)

第7条 会議室等の利用申し込みは、利用希望日の月の2か月前の初日からとし、休館日はその翌日からとする。ただし20時以降の利用については、別表3のとおりとする。

2 理事長は、会議室等の利用希望者に対し、次の各号により会議室等利用の承認を行うものとする。

(1) 初めて利用する者は、「会議室利用申請書兼登録団体申請書」（第1号様式）に、所属団体の会則、活動実績書類等を添えて申し込みを行い、「会議室利用承認書」（第2号様式）による承認を受けなければならない。

(2) 承認後の利用申し込みは、来所または電話等による。

(3) 利用申し込みは、先着順とする。ただし、定期的集会（一定の曜日・時間帯）の申し込みは、他の利用申し込みと調整のうえ受付ける場合がある。

(4) 営利及び政治・宗教等を目的とする会合は、利用申し込みを受けない。

(5) 利用可能日時は、ボランティアセンター・ビューローの会館時間内とする。

(6) 会議室を利用する際は、原則として3名以上で利用することとする。

(会議室等の利用当日の手続き)

第8条 利用団体は、会議室等の利用当日に、「利用票」を受け取り、利用終了後必要事項を記入のうえ、職員に提出することとする。

2 利用団体は、利用終了後すみやかに会議室を原状復帰することとする。

(会議室等の利用条件)

第9条 利用団体は、会議室の利用にあたり、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 申し込んだ利用時間を守って利用すること。
- (2) 飲食を主な目的として利用しないこと。
- (3) 公序良俗を害する行為または近隣に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- (4) 営利を目的とする物品の販売等の行為をしないこと。
- (5) 生ごみ、不燃ごみ等、全てのごみを持ち帰ること。

(会議室等の利用停止)

第10条 理事長は、会議室等の利用団体が次の各号に該当する場合は、利用を停止させることができる。

- (1) 会議室等を利用目的に反して利用したとき。
- (2) 会議室等の利用条件を遵守しないとき。
- (3) 会議室等に損害を与えたり、またはそのおそれのあるとき。
- (4) 会議室等を他の団体、個人に転貸したり、またはそのおそれのあるとき。
- (5) 会議室等の利用により、ボランティアセンター・ビューローの機能を停滞させ、またはそのおそれのあるとき。

(損害賠償)

第11条 理事長は会議室を利用した者が、はなはだしく会議室等を汚損し、もしくは棄損した場合には、現品または金銭をもって賠償させることができる。

(協会事業の優先)

第12条 理事長は、会議室等の利用に関し、次の各号の場合においては協会等の事業を優先させることができる。

- (1) 理事・評議員会等各種会議の開催。
- (2) 企画運営委員会、研修会その他協会の主催行事の開催。
- (3) 特に理事長が必要と認めた業務を行うとき。

(物品利用及び貸し出し対象者の範囲)

第13条 ボランティアセンター・ビューローの物品を利用できる者及び貸し出しを受けられる者は、原則として、利用団体及び世田谷区民とする。

(物品利用及び貸し出しできる物品)

第14条 利用及び貸し出しを受けられる物品は、理事長が別に定める。

(物品の利用及び貸し出し申し込み)

第15条 物品の利用及び貸し出し申し込みは、利用希望日の月の2か月前の初日からとし、休館日はその翌日からとする。

2 理事長は、利用団体及び世田谷区民で物品の利用及び貸し出しを希望する者（以下「利用及び貸し出し希望者」という。）に対し、次の各号により承認を行うものとする。

- (1) 利用及び貸し出しの申し込みは、来所または電話等による。
- (2) 利用及び貸し出しの申し込みは、先着順とする。
- (3) 営利及び政治・宗教等を目的とする利用及び貸し出しは、申し込みを受付けない。
- (4) 貸し出し期間は、貸し出し日から14日以内とする。ただし、特別の理由があると理事長が認めたときは7日を限度として期間を延長することができる。

(物品の利用及び貸し出し当日の手続き)

第 16 条 貸し出し希望者は、職員に身分を証明するもの(身分証明書、学生証、その他)を提示し、また、必要事項を記入した「物品貸し出し票」を提出する。

2 利用及び貸し出し希望者は、利用終了後すみやかに物品を返却することとする。

(物品の利用等及び貸し出しの停止)

第 17 条 理事長は、利用及び貸し出し希望者が次の各号に該当する場合は利用等を停止させることができる。

(1) 物品を破損し、またそのおそれがあるとき。

(2) 物品の貸し出し期間を過ぎても返却しないとき。

(3) 貸し出し物品を他の団体、個人に転貸したり、またそのおそれがあるとき。

(物品の損害賠償)

第 18 条 理事長は、物品を利用した者及び貸し出しを受けた者が、物品を紛失し、または、物品をはなはだしく汚損もしくは棄損した場合は、現品または金銭をもって賠償させることができる。

(委任)

第 19 条 この規程の実務上必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は1977年4月1日より施行する。

この規程は2008年4月1日より施行する。

この規程は2014年7月1日より施行する。

この規程は2020年4月1日より施行する。

この規程は2023年4月1日より施行する。

別表1 ボランティアセンター及びボランティアビューローの名称、位置

名 称	住 所	電 話
世田谷ボランティアセンター	世田谷区下馬 2-20-14	03-5712-5101
北沢ボランティアビューロー	世田谷区梅丘 1-8-9	03-3420-2520
玉川ボランティアビューロー	世田谷区玉川 2-1-15	03-3707-3528
烏山ボランティアビューロー	世田谷区上祖師谷 1-11-14	03-6909-0333
砧ボランティアビューロー準備室	世田谷区成城 6-3-10	03-6411-4007

別表2 ボランティアセンター及びボランティアビューローの休館日

名 称	休 館 日
世田谷ボランティアセンター	月曜日、国民の祝日、8月14日から8月16日 12月29日から1月4日その他、特別の事情があるとき
北沢・玉川・烏山ボランティアビューロー、砧ボランティアビューロー準備室	日曜日、国民の祝日、8月14日から8月16日 12月29日から1月5日その他、特別の事情があるとき

別表3 ボランティアセンター及びボランティアビューローの利用時間

名 称	利用時間	備考
世田谷ボランティアセンター	9時30分から20時	但し、会議室利用日前日18時迄に申込み時は、21時まで利用可
北沢ボランティアビューロー	10時から17時	
玉川ボランティアビューロー		
烏山ボランティアビューロー		
砧ボランティアビューロー準備室		

別表4 利用できる会議室等の利用人数

名 称	会議室の名称	利用定数等
世田谷ボランティアセンター	第1会議室	15人
	第2会議室	36人
	第3会議室	30人
	厨房	*インターネット、映像設備有
北沢ボランティアビューロー	2階会議室	20人
	サロン	10人
	1階会議室	36人
玉川ボランティアビューロー	第1会議室	24人
	第2会議室	12人
烏山ボランティアビューロー	会議室	12人

*砧ボランティアビューロー準備室は会議室が無し

(注) 1. 利用定数は、長机(1テーブル3人がけ)を講義形式に並べたときの収容人数で算出している。

2. 世田谷ボランティアセンターには、他に地域団体用に貸し出しをする会議室が共同会議室(利用定数30人)と和室(利用定数10人)があり、地域団体の利用がない場合には合わせて利用することができる。